

# 学部等認定校留学の手続きの流れ

## 学部等認定校留学に興味を持ったなら!まずは・・・

### 国際交流センターに相談しよう

個人留学プログラムの留学先大学を学部等認定校の対象とするためには、以下のような条件を満たしている必要があります。

- ・本学の留学プログラム(協定校留学)でない個人での留学で、所定の期間に留学を開始するもの。
- ・語学留学は12週以上、学部留学(専門教育科目を受講する場合)は留学先大学がクォーター制の場合は、2クォーター以上の期間であるもの。

・学部等認定校留学の願出時に、留学先からの入学許可書の写しが提出できるもの。

また、学部等認定校留学として許可を受けるには、本学の定める出願資格(P4参照)も満たしている必要があります。申込みを希望する個人留学プログラムを見つけたら、申込みを行う前にまずは国際交流センターでよく相談してください。

## 留学先選定 → 認定校留学許可 → 帰国後

※以下2・3の手続き締切等、詳細日程については、裏表紙「募集スケジュール」を確認してください。

留学申込みにあたっては、指導主任との相談や教務部及び学部事務室との事前相談を欠かさないようにしてください!

留学に際しては、留学前後の履修計画を立てておく必要があります。留学によって履修できない必修科目の取扱いがどうなるのか、帰国後の履修登録はどのように行うのか、事前によく確認したうえで、2以降の手続きに進んでください。

#### ★4年次生

→留学した場合の卒業時期や取扱いについて、教務部にて事前によく確認しておくこと。

#### ★現在何らかの奨学金を受給中の者

→留学に伴う手続き(休止や継続の願出等)が必要な場合があるため、奨学金を申請した窓口にて事前に確認しておくこと。

#### ★教員免許取得希望者

→留学により教育実習や前提科目を修得できない場合、4年間での免許取得が不可能となります。必ず事前に教職教育センターにも相談しておくこと。

### 1 個人留学プログラムへ各自申込み

希望する個人留学プログラムの詳細についてよく把握し、学部等認定校留学として申請可能であることを国際交流センターに確認したうえで、各自申込みを行ってください。

締切厳守

### 2 学部等認定校の認定の願出

学部等認定校認定願・留学先プログラムについての詳細資料2点を締切までに国際交流センターへ提出してください。

### 3 認定校留学の願出

留学先からの入学許可書受領後

認定校留学願等、所定の書類を提出締切までに国際交流センターへ提出してください。

認定

### 4 オリエンテーションに参加【必須】

認定校留学許可書発行

- ①初回オリエンテーション
- ②留学壮行会兼危機管理オリエンテーション

許可

提出期間指定あり

### 5 留学報告書(兼単位認定申請書)の提出

※必要書類一式や提出期間については、時期が近付いたら個別にご案内します。

留学!



帰国後

所定の手続きを行い、定められた期間内に必要書類を国際交流センターへ提出してください。提出日から2～3ヶ月で結果が成績に反映されます。なお、単位換算は希望する内容が必ず認められる訳ではありません※。卒業必要単位については留学前後で修得するつもりで履修計画を立てておくようにしましょう。

※特に学部等認定校留学においては、本学での単位換算可能科目が存在しないことがありますので注意してください。